

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、令和3年美浜町議会第3回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。3番、谷口議員から欠席届の提出があり、本日は欠席です。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、8番 森本議員、9番 繁田議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（井田時夫君） 説明します。

令和3年美浜町議会第3回定例会会期予定表。

9月10日金曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、全議案の提案理由説明

散会后、各常任委員会を開きます。

11日土曜日、12日日曜日、休会
閉庁でございます。

13日月曜日、本会議、一般質問

14日火曜日、本会議、一般質問

15日水曜日、本会議、議案審議

16日木曜日、本会議、議案審議

17日金曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（谷重幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から9月17日までの8日間になりたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号））について

報告第2号 平成25年度から令和元年度決算に係る健全化判断比率の修正について

報告第3号 令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第1号 令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について

議案第2号 令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第3号 令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第4号 令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第6号 教育委員会委員の任命について

認定第1号 令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 令和2年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は、以上です。

本日までに受理した要望書等は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

次に、令和2年度決算審査結果等について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりですが、監査委員から報告を受けます。鈴木議員。

○監査委員（鈴木基次君） それでは、令和2年度決算審査意見書を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び同条第5項の規定により、令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算及び特別会計5会計の決算等について、8月24日、25日、27日に審査したので、その結果を報告します。

令和2年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査等の結果を参考にしながら、関係諸帳簿並びに諸書類を照査の上、審査を実施しました。

令和2年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出予算整理簿、法令に基づいて調整されており、計数は関係帳簿及び証拠書類等と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当なものである。

審査の意見。

（1） 各課別決算説明について。

各課別に「主要施策の成果」と一般会計及び特別会計の「決算書」で各課長から説明を受けたが、各課ともに担当業務の掌握がされており、当年度の実績評価及び次年度に向けての計画も行われている。

（2） 検討事項。

金券（切手等）管理について、今回確認した部署の切手については問題なく行われているが、差異の検証の日時や発生時の報告等について規定等がないため、担当部署ごとの対応となっている。この機会に町として統一した取組を検討いただきたい。

（3） ふるさと納税の現状と今後。

令和2年度のふるさと納税は170,951件、10億38,677,927円と、県下3番目の額で、伸び率も驚異的な数字である。これは、ポータルサイトを増やしたり、県内20市町村との協定を生かして返礼品を増やすなど、担当課をはじめ町挙げて取り組んできた成果と言える。

今後とも、財政調整基金の現状維持と自主財源確保のためにも、ふるさと納税確保への創意工夫を望みたい。あわせて、ふるさと納税の本来の目的である地元産の返礼品増加に向けて、町の特産物の現状を考えると厳しいが、少しでも増やすことを期待したい。

（4） 結びに。

令和2年度の財政調整基金残高は増加であったが、コロナ禍で政府の大量の財政出動が続き、収束後は地方交付税等の見通しが不透明な中、町としては社会保障費の増加、防災・減災対策、公共施設の老朽化に伴う費用増等財政需要は一段と増大する。

今後、自主財源の確保と常に厳しいコスト意識を持って、効率性、効果性の観点から事務事業の改善に努めるなど、財政規律と投資のバランスを図りながら健全な財政運営に努め、人口減少に歯止めがかかる魅力ある町づくりを職員一人一人が励み、活気ある職場を醸成し、住民福祉の向上を推進されることを期待する。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度美浜町水道事業会計の決算書類について、7月9日に審査したので、その結果を報告します。

決算審査に当たって、町長から提出された決算書類が地方公営企業法及び関係法令に基づいて作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか検証するため、決算諸表、その他帳簿及び証拠書類との照合等のほか、関係職員から決算について説明を聴取するなどの方法により審査しました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、公営企業経営の基本原則である経済性の発揮及び公共の福祉の増進に寄与しているか、その他、令和2年度中に実施した例月出納検査・定期監査・随時監査の結果も参考にしながら審査を実施しました。

令和2年度決算審査意見書につきましては、お手元に配付のとおりです。

審査に付された決算報告書は、地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

審査意見。

給水人口は、平成25年度に8,000人を割り込み、さらに引き続き減少している。また、1人当たりの給水量も減少傾向となっているが、令和2年度はやや増加し、年間給水量は879,000m³となっている。

今後の水需要の動向は、人口動向が大きく左右することから、現状では需要の増加が見込めないと予測される。さらに効率的な事業運営の推進に努めてもらいたい。

有収率は95.01%で、過去数年間のデータと比較すれば、ほぼ高率の横ばい状態であり評価できるものである。なお一層の有収率の高率維持に努力していただきたい。

今後、浄水場などの施設の耐震化、また、施設の更新需要の増加が見込まれる中で、多額の支出が経営を圧迫することのないよう、将来にわたり安定的な水道事業経営に努められたい。

次に、令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率の審査意見書を報告します。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率等について、8月27日に審査したので、その結果を報告します。

町長から提出された健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

令和2年度の財政健全化判断比率において、一般会計と一般会計以外の全ての会計の赤字額はなく、実質赤字比率及び連結赤字比率はともに発生していない。

実質公債費比率は若干の上昇は見られたが、早期健全化基準を大きく下回っている。

将来負担率は、ふるさと納税寄附金の増加による財政調整基金への積立額の増加があったため、昨年度より大きく減少し、早期財政健全化基準に比べてもはるかに低い値となっている。

健全化判断比率及び資金不足比率は、法律に基づき財政状況を客観的に判断する財政指標であることにより、指標を意識し健全な財政運営の下に住民福祉の向上を引き続き願います。

最後に、平成25年度決算から令和元年度決算に係る健全化判断比率の修正に伴う審査意見書。

健全化判断比率のうち、将来負担比率について、該当年度の誤謬による修正に至った経緯を担当職員から説明を受け、和歌山県市町村総合事務組合退職手当支給条例における一般職の職員の退職手当支給率一覧表と照合し、適正な修正がなされたことを8月11日に確認したので、その結果を報告します。

誤謬があった該当年度の箇所は、適正な修正が加えられたと考えます。この修正により、

健全化判断比率の危険が増大することなく、また、平成25年度決算から令和元年度決算に係る将来負担比率の評価に大きな影響を及ぼすこともないと考えます。

今後は、担当職員相互の連携を深め、さらなる緊張感を持って適正な数値の算定に努めること。

以上、報告を終わります。

○議長（谷重幸君） 次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

次に、教育長から、令和3年度美浜町教育委員会点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりです。

これで、諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

令和3年美浜町議会第3回定例会に提案いたしました報告3件、議案6件、認定7件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分事項の報告（令和3年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ286千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億66,355千円とするものでございます。

まず、8ページの歳出ですが、教育費、中学校費、学校管理費、負担金補助及び交付金の追加でございまして、松洋中学校の剣道部、柔道部、陸上競技部が近畿大会に出場、また柔道部が全国大会にも出場いたしましたので、必要経費について補助したものでございます。

財源は、6ページの歳入で、地方交付税、普通交付税を充当してございます。令和3年7月30日付で、やむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第2号は、平成25年度から令和元年度決算に係る健全化判断比率の修正についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による4指標のうち、将来負担比率について修正がございました。改めて、私からもおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

修正の対象は、平成25年度から令和元年度決算に基づく将来負担比率でございます。

今回の修正により、全ての決算年度において修正前より下がる結果となりますが、このような誤りを招いたのは確認不足が原因でございました。令和2年度決算からは、チェック体制を強化し、今後このようなことがないよう、職員にも厳しく指導いたしました。

報告第3号は、令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

財政の健全性に関する指標を公表し、全国一律の基準に照らし合わせて、もし基準を超えれば、再生を図るための計画策定が義務づけられるものでございますが、令和2年度の決算の結果、当町では実質赤字比率、連結実質赤字比率はいずれも赤字はなく、赤字比率は発生してございません。また、実質公債費比率につきましてもは6.9%、将来負担比率につきましてもは37.2%で、早期健全化基準を大きく下回っております。

令和2年度決算に係る資金不足比率につきましても、対象の特別会計では、いずれも資金不足は発生してございません。

議案第1号は、令和3年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ56,385千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億2,740千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表は、債務負担行為補正の変更、4ページ、第3表は、地方債補正の変更でございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページ、地方特例交付金は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、児童福祉費負担金は、広域入所の負担金の追加でございます。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料、キャンプ場使用料は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりキャンプ場を閉鎖したことによるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金、保健衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の追加でございます。

10ページ、国庫補助金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金は、補助単価の改定によるものでございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金、介護保険事業費補助金は、社会福祉法人等による減免措置分に係る補助金でございます。

児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金は、補助単価の改定によるものでございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金、多面的機能支払推進事業交付金は、水土里情報システムデータ更新の補助金でございます。

12ページ、繰入金、基金繰入金、大原俊樹蔵書基金繰入金は、和田小学校の図書室に、

図書除菌機の導入に伴う実績による減額と、図書購入費の追加でございます。

諸収入、雑入、売店売上収入は、キャンプ場を閉鎖したことによるもの、過年度子どものための教育・保育給付費負担金、低所得者保険料軽減負担金精算分は、補助事業の精算によるものでございます。

町債、臨時財政対策債は、本年度の普通交付税算定により、発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

14ページ、総務費、総務管理費、青少年対策費、負担金補助及び交付金は、広域青少年補導センターの繰越金の確定によるものでございます。

諸費、負担金補助及び交付金は、御坊広域行政事務組合の繰越金の確定によるもの、償還金利子及び割引料は、各補助事業の精算による償還金の追加でございます。

地方創生事業費、工事請負費は、カナダミュージアムの敷地内にトーテムポールの案内看板を設置するものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、需用費は、小中学校のトイレを一部洋式化するための費用でございます。

備品購入費は、松原小学校に、図書除菌機を導入するものでございます。

負担金補助及び交付金、事業者応援支援金は、和歌山県飲食・宿泊・サービス業等支援金（第Ⅱ期）の支援策に上乗せ支援を行うものでございます。

徴税费、税務総務費、償還金利子及び割引料、修正に伴う還付金は、歳出還付の実績見込みによるものでございます。

16ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費、報償費の減額、委託料の減額、使用料及び賃借料の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、敬老会を中止したことによるものでございます。

負担金補助及び交付金は、社会福祉法人等による減免措置対象者の増加によるものでございます。

繰出金は、介護保険特別会計への繰出金でございます。

福祉センター管理費、需用費は、地域福祉センターのエアコンの修繕費でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金、広域入所負担金は、実績見込みによるもの、認可保育所負担金は、補助単価の改定によるものでございます。

衛生費、保健衛生費、予防費、職員手当等は、新型コロナワクチン接種に伴う人件費の補正でございます。

18ページ、衛生費、清掃費の減額は、清掃センター負担金とクリーンセンター負担金の減額で、繰越金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費委託料は、水土里情報システムデータ更新によるものでございます。

農地費、需用費は、電気基板の劣化により、上田井地区の樋門の修繕を行うものでござ

います。

商工費、観光費は、キャンプ場を閉鎖したことによる各科目の減額補正でございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、役務費、地積測量図作成手数料は、和田東42号線の拡幅に伴うものでございます。

工事請負費、町単独工事は、入山周囲1号線道路改良拡幅工事でございます。

20ページ、都市計画費、都市計画総務費、委託料は、都市計画道路の廃止に伴う法定図書等作成委託業務でございます。

教育費、教育総務費、教育諸費、負担金補助及び交付金、小中学校修学旅行キャンセル料等支援補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町立学校において修学旅行自体が中止、または一部の児童生徒が出席停止等により参加できなくなった場合などに発生するキャンセル料等を補助するものでございます。

小学校費、学校管理費、備品購入費は、図書購入費として2校に500千円ずつの追加と、和田小学校の図書室に図書除菌機の導入に伴う実績による減額でございます。

中学校費、学校管理費、共済費は、会計年度任用職員の健康保険料等の追加でございます。

22ページ、こども園費、ひまわりこども園費は、会計年度任用職員の人件費の補正と、需用費では、給湯槽に接続している給水ポンプユニットを緊急的に交換、これに要した額を補填するものでございます。

社会教育費、図書館費は、会計年度任用職員による職員手当等と旅費の振替、また、図書館システム更新事業の実施に伴い、役務費では電算保守料の追加、使用料及び賃借料では電算機器リース料の減額でございます。

保健体育費、体育施設費、需用費は、第1若もの広場照明設備の一部において、現行予算をもって緊急的に修繕、これに要した額を補填するものでございます。

議案第2号は、令和3年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,700千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を10億71千円とするものでございます。

7ページ、繰越金、前年度繰越金は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、過年度国民健康保険診療報酬精算分は、前年度の診療報酬の確定による精算でございます。

9ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金及び普通交付金償還金は、前年度に交付を受けた特定健康診査等負担金償還金及び普通交付金の確定による精算でございます。

議案第3号は、令和3年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,088千円を追加し、補正後

の歳入歳出予算の総額を8億41,059千円とするものでございます。

歳入は、事業費に対する国庫補助金、県補助金の追加や、前年度の精算による国庫負担金及び支払基金交付金の追加で、歳出は、総務費のシステム改修による委託料の追加、御坊広域行政事務組合分担金の減額、諸支出金の前年度の給付事業と地域支援事業の精算による国、県、支払基金への償還金が主なものでございます。

議案第4号は、令和3年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,643千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億38,648千円とするものでございます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は、出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越したものでございます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

議案第5号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしています田中慎太郎氏、三輪規氏の任期が、本年10月10日となっております。

三輪氏におかれましては、平成18年に選任させていただき、今日まで15年にわたりご活躍いただきました。このたび、固定資産評価審査委員を勇退されることとなりました。ここに改めてそのご功績をたたえ、衷心より厚く御礼を申し上げます。

三輪氏の後任といたしまして、美浜町大字三尾572番地の3、小藪清信氏を選任させていただきたいものでございます。

また、平成27年に選任させていただきました田中氏におかれましては、再度選任をいたしたく、お二方の選任について地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

議案第6号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

現在、美浜町教育委員をお願いしています美浜町大字和田396番地の内2号、出口和幸氏の任期が、本年9月30日までとなっております。

出口氏は、平成25年10月、教育委員会委員に任命させていただき、今日まで町の教育行政に積極的に取り組み、ご活躍いただいております。

このたび、任期を迎えるに当たり、出口氏を再度教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

認定第1号は、令和2年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

認定第2号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度美浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第

4号 令和2年度美浜町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度美浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上5件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

次に、認定第7号は、令和2年度美浜町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました報告3件、議案6件、認定7件について、一括して提案理由を申し上げます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前九時四十四分散会

再開は、13日月曜日、午前9時です。

この後、各常任委員会を開きます。

お疲れさまでした。